

重点的な取組、共通的な取組

平成29年度調達改善計画										平成29年度年度末自己評価結果(対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的				
○	○	指針を踏まえて特に改編に取り組む事項 一者応札改善のため、引き続きアンケート調査を行うとともに、複数者の参加が実現するような取組を継続する。 また、公募による随意契約や企画競争への移行の検討を行うこととし、一者応札となった原因の分析を行うとともに、随意契約審査委員会による慎重な検討を行う。 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化 一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕繕書における調達内容、資格要件等について審査を実施し、事後審査として入札等監視委員会の外部有識者による審査を行う。	・アンケート調査の実施 ・入札参加資格の届出 ・仕繕書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより長く確保 ・公募による随意契約や企画競争への移行の検討 ・入札等監視委員会による事後審査	一者応札改善のため、引き続き取組を継続していく必要があるため。	A	H24	・全ての入札案件においてアンケート調査を実施する。 ・担当課及び会計担当において検討し必要と判断する場合には、複数者へ入札参加を呼び掛け、委託調査研究関係については、仕繕書の見直し、参加資格の届出、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討し、会議等運営支援関係については、十分な準備期間の確保、公告期間の確保を実施して一者応札となる件数の縮減を図る。 ・複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件について、随意契約審査委員会や入札等監視委員会において慎重に検討の上、公募や企画競争への移行を行う。 ・入札等監視委員会については年2回開催することを継続していく。	—	A	H24	・全ての入札案件においてアンケート調査を実施した。 ・全ての入札案件において市場価格調査を実施した。 ・市場価格調査(7日間)、公告期間(10営業日)を基本としてできる限り公表、公告期間を確保した。 ・随意契約審査委員会を10回開催し33件の審査を行った。このうち、競争性のない随意契約の締結を予定した案件(1件)に対して公募を実施するよう要請を行った。 ・入札等監視委員会を2回開催した。	A	・アンケートを実施した72件の入札案件のうち、10案件に対して11件の回答を得た。 ・できる限りの公表、公告期間の確保を実施したが、一者応札案件は、平成28年度、平成29年度とも17件となっているが、入札件数に対する割合は、平成28年度25.8%から平成29年度23.6%と2.2%減少している。 ・競争性のない随意契約を予定していた案件(1件)に対して公募を実施した。 ・平成29年6月及び12月に入札等監視委員会を開催した。	—	適年	・11件のアンケート結果のうち、技術者・管理者の資格要件が厳しいという意見が4件で最もであり、次いで応札のための準備期間が短いという意見が3件あった。 ・公表、公告期間の長期化には、ある程度限定的なものとなってきていると思われる。	・30年度下半期も引き続き実施する。 ・一者応札案件については、アンケートに加え、参考見積書を提出したものの応札のなかった事業者に対しヒアリングを実施する。 ・入札案件は原則電子調達システムを利用し、事業者の利便性を図る。 ・業務に支障のない範囲内において技術者等の資格要件を含めた入札参加資格の届出、仕繕書内容の見直しや履行期間の確保等を引き続き検討する。 ・平成30年6月に入札等監視委員会を開催予定。	
○		新たな調達手法を採用した取組 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき ①総合評価落札方式等による調達において、ワークライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定 ②ワークライフ・バランス等推進企業に対し、調達案件の周知等による受注機会の拡大などの取組によりインセンティブを得る企業のポジティブアクション等を積極的に推進する。	・総合評価落札方式等による調達において、ワークライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定	ワークライフ・バランス等推進企業に対し、受注機会の拡大を図るため。	A	H28	全ての総合評価落札方式等による調達において、ワークライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定する。	—	A	H28	全ての総合評価落札方式による調達において、ワークライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定した。	A	・13件の総合評価落札方式の調達に対して評価項目として設定した。(平成29年度:0件)	—	適年	—	・30年度も引き続き実施する。	
○		前年度までの調達実績、当該年度の調達予定、これまでの調達改善の進捗状況等を可能な限り把握・分析をした結果、改善の余地が大きいと認められる取組 適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。	・庁内に周知を行うとともに、市場価格調査を実施する。	過去に徴取した参考見積書と入札金額に乖離の大きい案件が見られたことから市場価格調査を実施して、適切な予定価格を設定し、競争性の向上等を図るため。	A	H27	市場価格調査を実施する件数について、前年度以上の実施を目指す。	—	A	H27	全ての入札案件に対して市場価格調査を実施した。	A	・72件実施した全ての入札案件に対して市場価格調査を実施した(平成28年度:66件中30件)。	—	適年	・市場価格調査を実施して徴取した参考見積書と入札金額に乖離の大きい案件が数見される。	・30年度も引き続き実施する。 ・市場価格調査協力事業者の見積額と入札価格との乖離状況を確認し、予定価格算定の参考とする。	
	○	地方支分部局等における取組の推進 地方支分部局がないため、該当なし	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	○	電力調達、ガス調達の改善 合同庁舎に入居しているため、自ら調達することはない。	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

様式1記載にあたっての留意事項

【取組の項目】
「重点的な取組」は可能な限り「調達改善の取組に関する点検結果」にある項目名に合わせて取組の概要を記載。
「共通的な取組」は策定要領にある項目名(例:一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化)を記載。

【難易度】
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。
・A+:効果的な取組
・A :発展的な取組
・B :標準的な取組
指針不掲載の取組である場合には、指針掲載の取組を参考に適当と考える難易度を設定。

【進捗度】
以下の指標に基づき、自己評価時に以下の進捗度を記載。
・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、
または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、
または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

【取組の開始年度】
取組を開始した年度を記載。従前から行っている取組で開始年度が不明な場合は「ー(ハイフン)」を記載。

【取組の目標】
目標は事後の検証が可能となるよう、いつまでに、何を行うか、原則として、定量的な数値目標を設定して具体的に記載。
人材育成や情報共有など、定性的な目標を念頭に置いた取組を実施する場合であっても、例えば、研修実施回数、参加人数等の定量的な目標をできるだけ設定することや、取組内容によってどのような効果発現を目指すのかを具体的に理解、把握できるように記載する。

【実施した取組内容】
取組の対象範囲(対象件数・金額等)、取組の実施者、取組の実施回数等の具体的な内容を可能な限り記載する。府省庁内に地方支分部局等がある場合は、本省と区別して記載する。

【取組の効果】
取組による調達改善の効果を、原則として定量的な数値(例えば、削減額、削減率のほか、一者応札から複数者応札への移行数、競争性のない随意契約から競争性の高い契約への移行数等)に基づき記載する。
共同調達については、可能な限り共同調達実施前との単価を比較し、削減率(%)で効果を記載する。

【実施において明らかとなった課題等】
課題及びその要因を検証・分析して可能な限り具体的に記載する。安易に「特になし」、「ー(ハイフン)」とはしないこと。

【今後の計画に反映する際のポイント】
取組の効果や課題等を踏まえ、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべきことを可能な限り具体的に記載する。安易に「継続的に取り組む」、「引き続き実施する」とはしないこと。

その他の取組

平成29年度調達改善計画		平成29年度年度末自己評価結果(対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>調達の適正性の向上</p> <p>・競争性のない随意契約によろうとする際は、随意契約審査委員会において、随意契約によらざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。</p> <p>・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているかの検証を行う。</p> <p>・特にシステム関連については、CIO補佐官による価格の妥当性等の検証を行う。</p> <p>・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。</p>	継続	○	-	<p>・随意契約審査委員会において、競争性のない随意契約を予定していた案件に対して公募を実施するよう要請し、公募を実施した。</p> <p>・価格交渉の実施により、当初提示額からの値下げが可能となった。</p> <p>・システム関連については、CIO補佐官による価格の妥当性の検証を行った。</p>
<p>総合評価落札方式への対応</p> <p>・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。</p>	継続	-	-	-
<p>汎用的な物品・役務</p> <p>・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。</p>	継続	○	-	<p>・内閣府及び財務省を幹事省庁とする共同調達に参加した結果、単独調達時と比較して単価の縮減が見られた。</p>
<p>人材の育成</p> <p>・内閣府で実施される会計実務研修に積極的に参加し、職員のスキルアップを図る。</p>	継続	○	-	<p>・内閣府で実施される会計担当職員研修に参加した結果、参加職員のスキルアップが図られた。</p>
<p>外部有識者による個別調達案件の点検</p> <p>・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。</p>	継続	○	<p>・入札等監視委員会を2回実施した。</p>	-

様式2記載にあたっての留意事項

【特に効果があったと判断した取組】

以下のポイントを参考に特に効果があったと判断した取組に「○」をつける。

- ・前回の調達と比べて契約額の大幅な削減が見られた
- ・一者応札が改善し複数者応札となった
- ・競争性のない随意契約から競争性の高い契約へ移行した

「○」をつけた取組については、「取組の効果」を記入する。

上記以外の項目については、様式1の留意事項を参照して記載する。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【竹内啓博 ・ 公認会計士 】 意見聴取日【平30年7月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 ○一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化	○引き続き適正な調達に向けて一者応札の削減及び競争性の確保による調達コストの削減を、やむを得ず随意契約による場合にはその理由を事前・事後において十分に検証することなど、諸取組みにつき実行していただきたい。	○一者応札の削減及び競争性の確保による調達コストの削減をひき続き進めることとしたい。 ○やむを得ず随意契約による場合には、その理由についての随意契約審査会及び入札等監視委員会による、事前・事後の審査を引き続き実施することとしたい。

様式3記載にあたっての留意事項

- ・外部有識者からの意見聴取の実施状況については、外部有識者の氏名・役職、意見聴取日を記載した上で、外部有識者ごとに作成する。
- ・外部有識者への意見聴取の際には、「意見等」の欄が「特になし」とならないよう、可能な限り具体的な意見の聴取に努めること。